

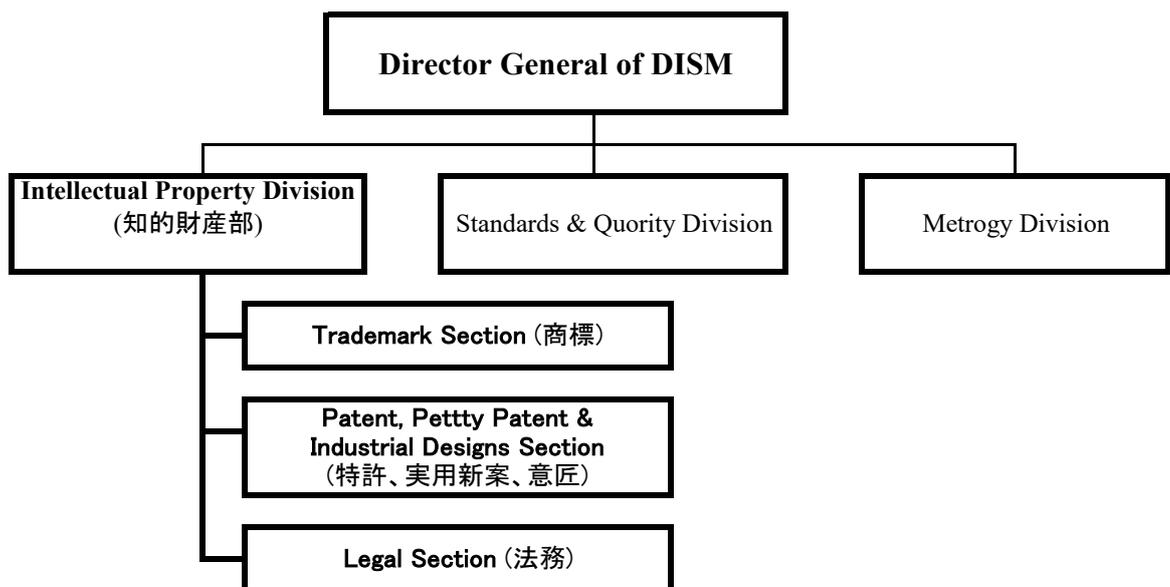
①国名	Lao People's Democratic Republic(LA) (ラオス人民民主共和国)				
②名称	Ministry of Science and Technology Department of Intellectual Property				
③所在地	Phon Xay Rd P.O.Box 4107 Vientiane Lao PDR				
④連絡先	(電話) (856) 21 213 470 ext 154 (FAX)		(856-21) 213 472		
	(E-mail) dip.laopdr@gmail.com		(internet) www.stea.la.wipo.net/index.html		
⑤組織の長	Director General :				
	Dr. Khanlasy Keobounphanh				
⑥沿革	<p>(1) 1975年の革命前に、ラオス知的財産局は産業及び手工業省の下に設置された。</p> <p>(2) 革命後は、ラオスがWIPOに加盟する1995年まではラオスの知的財産法の発展はなく、1995年1月18日の商標に関する首相令No.06/PMが、また2005年3月7日の商標登録に関するNo.466/STEA-PMOがそれぞれ導入された。</p> <p>(3) ラオスでは科学技術環境庁(STEA)の下に知的財産局(以下「ラオスDISM」という)が組織され、このラオスDIPには、侵害の停止、所有権の保護及び損害賠償を命じる権限が与えられている。</p> <p>(4) ラオスは、先願制度をとっている。全ての出願は、ラオスDIPに送付され、審査を受ける。</p> <p>(5) ラオスは、1998年10月8日にパリ条約に加盟した。</p> <p>(6) ラオスにおける特許・実用新案・意匠の保護は、2002年1月17日の特許、実用新案及び意匠に関する首相令No. 01/PM、及び2003年2月18日に公布の特許、実用新案及び意匠に関する施行規則No.322/STEA-PMOにより行われてきた。</p> <p>(7)ラオスにおける商標の保護は、1995年1月15日の商標法No. 06/PM、及び2002年3月7日に改正された施行規則No. 466/STEA-PMOにより行われてきた。</p> <p>(8) 2008年1月に知財法の改正法が公布され、2008年4月14日から施行されている。</p> <p>(9)2011年12月20日改正法が公布、2012年1月16日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許、実用新案(小特許)、意匠、商標、原産地表示				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1995/1/17	2012/3/14			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		1998/10/8			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
	ブダペスト	ヘーグ			
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
		2006/6/14			
ストラスブール	ウィーン	WTO			

①国名	Lao People's Democratic Republic (LA) (ラオス人民民主共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	100	59		
		(内 外国出願)	97	58		
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)	90	40		
	実用新案	全数	16	7		
		(内 外国出願)	16	6		
	意匠	全数				36
		(内 外国出願)				36
		(内 日本から)				12
	商標	全数	3,086	3,307	1,743	2,047
		(内 外国出願)	2,789	3,058	1,743	1,658
		(内 日本から)	104	84	69	87
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	3	5		14
		(内 外国出願)	3	5		14
		(内 日本から)				10
		(内 PCTルート)				5
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数	3,688	2,613	2,194	2,263	
	(内 外国出願)	3,446	2,445	2,194	1,888	
	(内 日本から)	129	121	114	102	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

DISMは、Science, Technology and Environment Agency (STEA、科学・技術及び環境局)の下部組織であり、このDISMの中にIntellectual Property Division (知的財産部)がある。



(出典): www.stea.la.wipo.net/aboutdism/index.html

①国名	Lao People's Democratic Republic (LA) (ラオス人民民主共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年12月12日改正
	③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。 (知財法第6条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)。 (知財法第26条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラオスに非居住の出願人は、ラオスにおいて公認の代理人を選任しなければならない。 (知財法第27条)
	⑦出願言語	ラオス語又は英語。英語で出願された出願書類及び他の書類は、出願日から90日以内に翻訳証明書とともにラオス語に翻訳して登録局に提出しなければならない。 (知財法第37条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (知財法第48条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。 (知財法第13条(1))
	⑩グレースピリオド	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービスに発明、実用新案、意匠及び商標は、当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし、かかる保護の請求は、当該博覧会においてそれらが展示された日から6月以内に、提出しなければならない。 (知財法第30条)
	⑪非特許対象	(1) 自然界に存在する生命体又は生命体の部分を含む、既存の物の発見であるゆえに発明又は実用新案 (2) 単なる科学的原則若しくは理論、数学的アルゴリズム又は業務を行うか若しくはゲームをするための一組の規則であるゆえに発明でない主題は、技術的解決を構成し、かかる主題は、発明又は実用新案の要素になり得る。 (3) 人間又は動物の手当てのための診断、治療及び外科上の方法 (4) 微生物以外の植物及び動物並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的方法 ただし、かかる主題は、発明又は実用新案の要素になり得る。 特許又は小特許は、以下の場合に拒絶され又はその活用を制限される可能性がある。 (1) 国民の文化及び優れた伝統を守るためにその商業的活用を禁止することが必要な場合には、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を守る必要又は環境に対する重大な損害を防止する必要がある場合が含まれる。 (2) ラオス人民民主共和国の本質的な安全保障の保護のために必要な場合。 (知財法第21条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第40条、同第41条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願人は登録局に「実体審査報告書」を提出することができ、また出願人が「実体審査報告書」を提出できない場合、登録局に出願日又は優先日から32月以内に実体審査請求を行うことができる。 (知財法第41条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は方式審査後、出願日又は優先日から数えて19月目に公開される。 (知財法第39条)
	⑯異議申立制度の有無	無。(異議申立については規定がない)
	⑰無効審判制度	無。無効審判制度ではないが、無効は裁判所に提訴することができる。

①国名	Lao People's Democratic Republic (LA) (ラオス人民民主共和国)																																													
	の有無	(知財法第45条、第136条)																																												
	⑱実施義務	有。期間は3年。特許が付与された発明が利用されなかった場合、又は特許付与から3年間、十分に利用されなかった場合は強制実施権の設定の対象となる。 (知財法第54条)																																												
	⑲費用 単位 LAK (ラオスキップ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="536 477 1524 607"> <tr> <td>特許付与の公式手数料</td> <td>30 US\$(各件につき)</td> </tr> <tr> <td>出願料</td> <td>20 US\$</td> </tr> <tr> <td>方式審査料</td> <td>10 US\$</td> </tr> <tr> <td>出願の補正料</td> <td>10 US\$</td> </tr> </table> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="536 640 1524 965"> <thead> <tr> <th colspan="4">年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年次</td> <td>30 US\$ + 20 US\$(手数料)</td> <td>13年次</td> <td>230 US\$ + 150 US\$(手数料)</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>40 US\$ + 20 US\$(手数料)</td> <td>14年次</td> <td>280 US\$ + 180 US\$(手数料)</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>50 US\$ + 20 US\$(手数料)</td> <td>15年次</td> <td>330 US\$ + 210 US\$(手数料)</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>60 US\$ + 40 US\$(手数料)</td> <td>16年次</td> <td>390 US\$ + 250 US\$(手数料)</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>80 US\$ + 60 US\$(手数料)</td> <td>17年次</td> <td>450 US\$ + 300 US\$(手数料)</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>100 US\$ + 80 US\$(手数料)</td> <td>18年次</td> <td>510 US\$ + 350 US\$(手数料)</td> </tr> <tr> <td>11年次</td> <td>140 US\$ + 100 US\$(手数料)</td> <td>19年次</td> <td>570 US\$ + 400 US\$(手数料)</td> </tr> <tr> <td>12年次</td> <td>180 US\$ + 120 US\$(手数料)</td> <td>20年次</td> <td>650 US\$ + 450 US\$(手数料)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記の手数料は、サービス手数料(各件につき)のことを意味する。</p>	特許付与の公式手数料	30 US\$(各件につき)	出願料	20 US\$	方式審査料	10 US\$	出願の補正料	10 US\$	年金				5年次	30 US\$ + 20 US\$(手数料)	13年次	230 US\$ + 150 US\$(手数料)	6年次	40 US\$ + 20 US\$(手数料)	14年次	280 US\$ + 180 US\$(手数料)	7年次	50 US\$ + 20 US\$(手数料)	15年次	330 US\$ + 210 US\$(手数料)	8年次	60 US\$ + 40 US\$(手数料)	16年次	390 US\$ + 250 US\$(手数料)	9年次	80 US\$ + 60 US\$(手数料)	17年次	450 US\$ + 300 US\$(手数料)	10年次	100 US\$ + 80 US\$(手数料)	18年次	510 US\$ + 350 US\$(手数料)	11年次	140 US\$ + 100 US\$(手数料)	19年次	570 US\$ + 400 US\$(手数料)	12年次	180 US\$ + 120 US\$(手数料)	20年次	650 US\$ + 450 US\$(手数料)
特許付与の公式手数料	30 US\$(各件につき)																																													
出願料	20 US\$																																													
方式審査料	10 US\$																																													
出願の補正料	10 US\$																																													
年金																																														
5年次	30 US\$ + 20 US\$(手数料)	13年次	230 US\$ + 150 US\$(手数料)																																											
6年次	40 US\$ + 20 US\$(手数料)	14年次	280 US\$ + 180 US\$(手数料)																																											
7年次	50 US\$ + 20 US\$(手数料)	15年次	330 US\$ + 210 US\$(手数料)																																											
8年次	60 US\$ + 40 US\$(手数料)	16年次	390 US\$ + 250 US\$(手数料)																																											
9年次	80 US\$ + 60 US\$(手数料)	17年次	450 US\$ + 300 US\$(手数料)																																											
10年次	100 US\$ + 80 US\$(手数料)	18年次	510 US\$ + 350 US\$(手数料)																																											
11年次	140 US\$ + 100 US\$(手数料)	19年次	570 US\$ + 400 US\$(手数料)																																											
12年次	180 US\$ + 120 US\$(手数料)	20年次	650 US\$ + 450 US\$(手数料)																																											
	⑳料金減免措置の有無	無。																																												
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。																																												

①国名	Lao People's Democratic Republic (LA) (ラオス人民民主共和国)	
②最新実用新案法の施行年月日	2017年12月12日改正	
③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。 (知財法第6条)	
④他国制度との関係	無。	
⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)。 (知財法第26条)	
⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラオスに非居住の出願人は、ラオス在住の代理人を選任しなければならない。 (知財法第27条)	
⑦出願言語	ラオスの出願の言語は、英語又は英語又は母国語。この場合、ラオス語の翻訳版については、法律事務所による証明が必要である。また、翻訳版は、出願日から90日以内に登録局に提出しなければならない。(知財法第37条)	
⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (知財法第49条)	
⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。 (知財法第13条(1))	
⑩グレースピリオド	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービス発明、実用新案、意匠及び商標は、当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし、かかる保護の請求は、当該博覧会においてそれらが展示された日から6月以内に、提出しなければならない。 (知財法第30条)	
⑪不登録対象	(1) 自然界に存在する生命体又は生命体の部分を含む、既存の物の発見であるゆえに発明又は実用新案 (2) 単なる科学的原則若しくは理論、数学的アルゴリズム又は業務を行うか若しくはゲームをするための一組の規則であるゆえに発明でない主題は、技術的解決を構成し、かかる主題は、発明又は実用新案の要素になり得る。 (3) 人間又は動物の手当てのための診断、治療及び外科上の方法 (4) 微生物以外の植物及び動物並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な主題は、発明又は実用新案の要素になり得る。 特許又は小特許は、以下の場合に拒絶され又はその活用を制限される可能性がある。 (1) 国民の文化及び優れた伝統を守るためにその商業的活用を禁止することが必要なこれには、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康を守る必要又は環境に対する重大な損害を防止する必要がある場合が含まれる。 (2) ラオス人民民主共和国の本質的な安全保障の保護のために必要な場合 (知財法第21条)	
⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第40条、同第41条)	
⑬審査請求制度の有無	有。出願人は登録局に「実体審査報告書」を提出することができ、また出願人が「実体審査報告書」を提出できない場合、出願人は登録局に出願日又は優先日から12月以内に実体審査請求を行うことができる。 (知財法第41条)	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
⑮出願公開制度の有無	有。出願は方式審査後、出願日又は優先日から数えて19月目に公開される。 (知財法第39条)	
⑯異議申立制度の有無	無。(異議申立については規定がない)	
⑰無効審判制度	無。無効審判制度ではないが、無効は裁判所に提訴することができる。	

①国名	Lao People's Democratic Republic (LA) (ラオス人民民主共和国)	
	の有無	(知財法第45条、第136条)
	⑱実施義務	有。3年。特許が付与された発明が利用されなかった場合、又は特許付与から3年間十分に利用されなかった場合は、強制実施権の設定の対象となる。 (知財法第54条)
	⑲費用 単位 LAK (ラオスキップ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>特許付与の公式手数料 30 US\$(各件につき)</p> <p>出願料 10 US\$</p> <p>方式審査料 10 US\$</p> <p>出願の補正料 10 US\$</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <p>年金</p> <p>2年次 15 US\$ + 10 US\$(手数料)</p> <p>3年次 20 US\$ + 15 US\$(手数料)</p> <p>4年次 30 US\$ + 20 US\$(手数料)</p> <p>5年次 40 US\$ + 25 US\$(手数料)</p> <p>6年次 50 US\$ + 30 US\$(手数料)</p> <p>7年次 70 US\$ + 35 US\$(手数料)</p> <p>(注) 上記の手数料は、サービス手数料(各件につき)のことを意味する。</p>
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Lao People's Democratic Republic(LA) (ラオス人民民主共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2017年12月12日改正
	③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。 (知財法第6条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。 (知財法第26条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラオスに非居住の出願人は、ラオス在住の代理人を選任しなければならない。 (知財法第27条)
	⑦出願言語	ラオス語。出願人が外国人の場合は、出願は英語又はラオス語で行うことができる。 (知財法第37条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から15年。意匠権者は毎回5年分の登録料を前納しなければならない。 (知財法第50条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。 (知財法第15条)
	⑩グレースピリオド	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービス発明、実用新案、意匠及び商標は、当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし、かかる保護の請求は、当該博覧会においてそれらが展示された日から6月以内に、提出しなければならない。 (知財法第30条)
	⑪不登録対象	(1) 意匠登録を受けようとするものの外観が、その技術上の結果から生じたに過ぎない意匠。 (2) 社会秩序や国の伝統に反する意匠。 (知財法第22条)
	⑫実体審査の有無	有。登録局は、方式審査終了後、意匠の実体審査を行う。 (知財法第40条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。意匠の分類が同一クラスである組物は、1件の出願において複数の意匠を登録出願の対象とすることができる。 (政令第32条(4))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類、第8版)を採用している。 (知財法第31条)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、意匠出願は登録後、公報により公告(公開)される。 (知財法第44条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。当該意匠登録出願時に、当該意匠が登録されたときに、出願日もしくは優先日から12月を超えない期間の当該意匠の登録結果の公告の延期を求める請求を提出することにより、登録結果の公告を延期することができる。(知財法第20条)
	㉑異議申立制度の有無	無。(異議申立については規定がない)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第45条、第136条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Lao People's Democratic Republic(LA) (ラオス人民民主共和国)	
②④費用 単位 LAK (ラオスキップ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	10 US\$(各件につき)
	審査料	10 US\$
	出願の補正料	10 US\$
	登録料	30 US\$
	[意匠権維持に掛かる費用]	
	年金	
	2年次	10 US\$ + 5 US\$ (手数料)
	3年次	15 US\$ + 8 US\$ (手数料)
	4年次	20 US\$ +11 US\$ (手数料)
	5年次	25 US\$ +11 US\$ (手数料)
	6～15年次 (毎年、各件につき)	30 US\$ +20 US\$ (手数料)
	(注) 上記の手数料は、サービス手数料(各件につき)のことを意味する。	
②⑤料金減免措置の有無	無。	

①国名	Lao People's Democratic Republic(LA) (ラオス人民民主共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2017年12月12日改正
	③地理的効力の範囲	ラオス国内のみ。 (知財法第6条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標。 (知財法第26条)
	⑥商標の種類	人名、文字、数字、図形要素、形状、立体画像、動画又は製品の包装及び色彩の組合せ並びにかかる標識の組合せ (知財法第16条)
	⑦出願人資格	標章の所有者又は標章の使用権を有する者及び承継人(自然人、法人)。 (知財法第3条(3)、同第6条)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知財法第16条(3))
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。ラオスに非居住の出願人は、ラオスにおいて公認の代理人を選任しなければならない。 (知財法第27条)
	⑪出願言語	ラオス語。出願人が外国人の場合は、出願は英語又はラオス語で行うことができる。 (知財法第32条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知財法第49条)
	⑬グレースピリオド	有。公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービス発明、実用新案、意匠及び商標は、当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし、かかる保護の請求は、当該博覧会においてそれらが展示された日から6月以内に、提出しなければならない。 (知財法第30条)
	⑭不登録対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出願人の商品又はサービスを他の個人、法人又は組織の商品又はサービスから識別しない標章 2. もっぱら、取引において商品の種類、品質、数量、用途、価額、原産地若しくは製造時期を指定するのに役立つ標識若しくは表示又はラオス人民民主共和国で現在用いられている言語若しくは善意の定着した商慣行において慣習的になった標識から成る標章 3. 公衆若しくは当該標章が使用されている業界を欺くか若しくはこれに誤認を生じさせるような内容の又は不正な内容の標章 4. 業として使用された場合に、当該商品又はサービスの出所、内容、製法、特性、用途又は数量に関して公衆に誤認を生じさせる虞がある表示から成るか又はかかる表示を包含する標章 5. 関係政府機関からの許可を得ることなく、紋章、旗又はその他の国の記章及びラオス人民民主共和国又は外国の町、市、地方又は首都の公式の標識、印章、略称又は完全名称から成るか又はこれらを含む標章 6. 関係国家機関又は国際組織から許可を受けることなく、国際組織の記章又は国際条約に創設された表象、国家又は国際組織の公式の印又は表象から成るか又はこれらを含む標章 7. 許可を得ることなく、生きている人の名称、像又は肖像から成るか又はこれらを含む標章 8. 許可を得ることなく、文化的表象若しくは歴史的記念物の像若しくは国民的英雄若しくは指導者の名称、像若しくは肖像から成るか若しくはこれらを含む標章又は国民の優れ伝統に無礼な若しくはこれに反する標章 9. 同一の、類似の又は関連の商品又はサービスについて既に登録されている商標と同一又は類似の標章 10. 同一の、類似の又は関連の商品又はサービスにかかる周知標章と同一又は類似の標章 11. 同一の、類似の又は関連の商品及びサービスを供給する企業の商号と同一の又は類似の標章 12. 商品若しくはサービスの出所に関して混同の虞を生じさせるか又は登録標章若しくは周知標章若しくは商号との関係を偽って示唆する前記の標章 13. 商品の真の出所以外の場所を特定する地理的表示から成るか又はこれを組み込む 14. 商品が作られた領域、地域又は地方に関して字義的には真正であるが、公衆に当該が他の領域において作られた旨を偽って表す地理的表示から成るか又はこれを組み 15. 生きているか若しくは死亡した人、機関、信念若しくは国の表象を貶め若しくはこれら

①国名	Lao People's Democratic Republic(LA) (ラオス人民民主共和国)																	
		<p>とのつながりを偽って示唆するか又はこれらを侮辱し若しくはこれらの評判をとす虞がある事柄から成るか又はかかる事柄を含む標章</p> <p>16. 競争相手の営業所, 商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせる内</p> <p>17. 業としてのその使用が競争相手の営業所, 商品又は工業上若しくは商業上の活動のを落とさせる内容の標章</p> <p>18. 国の安全, 社会秩序, 国民の文化及び優れた伝統に反する標章</p> <p>(知財法第23条)</p>																
	<p>⑮防護標章制度の有無有無</p> <p>⑯周知商標制度の有無</p>	<p>無。</p> <p>有。</p> <p>(知財法第16条)</p>																
	<p>⑰一出願多区分制度の有無</p> <p>⑱実体審査の有無及び審査事項</p> <p>⑲審査請求制度の有無</p> <p>⑳優先審査制度・早期審査制度の有無</p>	<p>有。</p> <p>(知財法第33条)</p> <p>有。登録局は、方式審査終了後、商標の実体審査を行う。</p> <p>(知財法第40条)</p> <p>無。</p> <p>無。</p>																
	<p>㉑出願公開制度の有無</p> <p>㉒異議申立制度の有無</p>	<p>無。出願公開制度ではないが、商標登録出願は登録後、公報により公告(公開)される。</p> <p>(知財法第44条)</p> <p>無。異議申立については規定がない。</p> <p>(知財法第40条、第42条、第43条、第117条)</p>																
	<p>㉓無効審判制度の有無</p> <p>㉔不使用取消制度の有無</p> <p>㉕商標分類</p> <p>㉖図形要素の分類</p> <p>㉗譲渡要件</p> <p>㉘費用 単位 LAK (ラオスキップ)</p> <p>㉙料金減免措置の有無</p>	<p>無。無効審判制度ではないが、無効は裁判所に提訴することができる。</p> <p>(知財法第45条、第136条)</p> <p>有。5年。登録商標が継続して5年間使用されなかった場合には、強制実施権設定の対象となる。</p> <p>(知財法第55条)</p> <p>国際分類(ニース分類)を採用している。(ニースには未加盟)</p> <p>(知財法第32条(6))</p> <p>国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)</p> <p>無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。</p> <p>(知財法第45条)</p> <p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="550 1451 1029 1624"> <tr><td>出願料</td><td>2 US\$</td></tr> <tr><td>調査料(1標章につき)</td><td>10 US\$</td></tr> <tr><td>出願の補正料</td><td>10 US\$</td></tr> <tr><td>登録料</td><td>80 US\$</td></tr> <tr><td>公告料</td><td>20 US\$</td></tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="550 1680 1029 1780"> <tr><td>更新出願料</td><td>2 US\$</td></tr> <tr><td>存続期間更新料</td><td>80 US\$</td></tr> <tr><td>公告料</td><td>20 US\$</td></tr> </table> <p>無。</p>	出願料	2 US\$	調査料(1標章につき)	10 US\$	出願の補正料	10 US\$	登録料	80 US\$	公告料	20 US\$	更新出願料	2 US\$	存続期間更新料	80 US\$	公告料	20 US\$
出願料	2 US\$																	
調査料(1標章につき)	10 US\$																	
出願の補正料	10 US\$																	
登録料	80 US\$																	
公告料	20 US\$																	
更新出願料	2 US\$																	
存続期間更新料	80 US\$																	
公告料	20 US\$																	